

### 3 施策の展開

#### (1) 基本目標1：安心して暮らせる地域社会

障害のある人もない人も、誰もが安心して暮らせる社会を実現するために、地域における「つながり」を大切にしていきます。

「つながり」とは、障害のある人どうし、障害のある人と支援を行う人やその他の市民などあらゆる人々がお互いに理解し合ったり、支え合ったりする関係を意味します。

障害のある人が自立した豊かな生活を送るためには、衣食住や通信、移動など日常生活を支援するサービスの充実が不可欠です。障害のある人への支援策を充実し、情報提供・相談活動・支援活動を推進することにより、安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

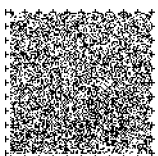
##### 1) 施策1 基本的な生活の保障

#### 【現状と課題】

地域での自立した生活の実現は、今後ますますその重要性を増していきます。

その際、衣食住や通信、移動など日常生活のさまざまな場面において基本的な人間らしい生活を保障する「基本的な生活の保障」は福祉政策の根幹をなすものです。自分らしい自立した豊かな生活を送るためには、ライフステージに合わせた継続的な支援や様々な生活の場면을多面的に支援するための各種サービスの充実が必要です。

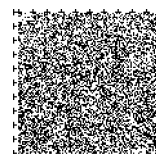
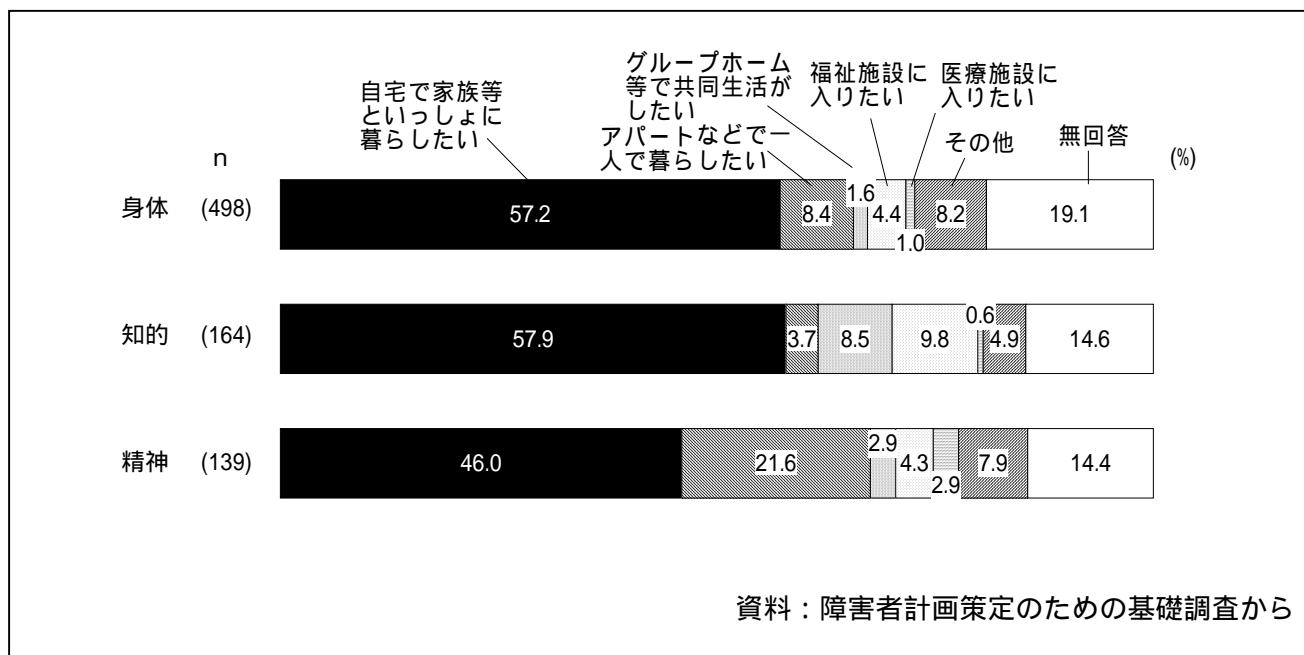
本市では、平成15年4月から精神障害者へのホームヘルプサービスとショートステイ事業を開始するとともに、グループホームの整備に取り組み、平成18年10月現在では、知的障害者のグループホームは市内に6カ所、精神障害者のグループホームは市内に1カ所となっております。なお、これらについては、平成18年4月の障害者自立支援法の施行に伴い、障害の種別にかかわらず受けることのできる自立支援給付事業となりました。バリアフリー化の推進として、市内主要駅のエレベーターの整備を行い、平成15年度には、福祉マップの改訂版を作成しました。また、平成16年11月には、心身障害者地域自立生活支援センターが設立し、障害のある人が地域で自立した生活を送るための情報提供や、各種相談事業を行っています。



アンケート調査では、今後希望する暮らし方として、家族等との同居や一人暮らし、グループホーム等での共同生活といった在宅生活の希望者は、障害の種別にかかわらず、約7割を占めています。(図1参照)

今後とも、在宅福祉サービスの充実、施設における専門的機能の充実、保健・医療サービスの充実、経済的支援、日常生活の援助、住まいの確保、バリアフリー化の推進といった多面的な生活サポートを通じて、基本的な生活の保障に努める必要があります。

図1 今後希望する暮らし方

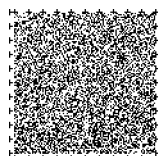


## 在宅福祉サービスの充実

訪問系サービスの計画的な基盤整備を進めます。また、在宅での自立支援に向けて、在宅福祉サービスの充実を図ります。

番号	事業名	事業の内容	今後の方向性	旧番号
1	居宅介護	居宅における入浴、排せつ、食事の介護などを提供します。	継続	1 10
2	重度訪問介護	重度の肢体不自由で、常時介護を要する方に対し、居宅における入浴、排せつ、食事の介護などから、外出時の移動中の介護を総合的に行うサービスを提供します。	新規	
3	行動援護	知的または精神障害により、行動上著しい困難がある方で常時介護を必要とする方に対し、行動の際に生じ得る危険を回避するための援護や、外出時の移動中の介護などのサービスを提供します。	継続	1
4	重度障害者等包括支援	常時介護を必要とする方で、介護の必要の程度が著しく高い方に対し、居宅介護をはじめとする福祉サービスを包括的に提供します。	継続	1
5	児童デイサービス	障害のある児童に、施設において日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などのサービスを提供します。	継続	
6	短期入所	介護者が病気の場合などの理由により、障害者支援施設等へ短期間の入所が必要な方に、入浴、排せつ、食事の介護などのサービスを提供します。	継続	3 11
7	日中一時支援	日中の短い間、障害者支援施設において一時的な支援を行います。	継続	3
8	心身障害者（児）緊急一時保護	心身障害者（児）を在宅で介護している家族が、疾病等の理由により介護が困難となった場合、福祉員を派遣し一時的に保護します。	継続	4
9	重度脳性麻ひ者介護人の派遣	重度脳性麻ひ者の生活圏の拡大を図るため、障害者が推薦した介護人を派遣します。	継続	7
10	全身性障害者介護人派遣サービス	自立して生活する在宅の全身性障害者に介護サービスを提供し、地域社会での自立生活と社会参加を支援します。	継続	8
11	重度心身障害者（児）入浴サービス	家庭の浴室などでは入浴することが困難な在宅の重度心身障害者（児）に対し、市内の特別養護老人ホームで入浴サービスを行います。	継続	9
12	有償在宅福祉サービス	家事援助・介護・配食等の福祉サービスを、地域の人々の協力（有償）により行います。	継続	13
13	心身障害者（児）のための通所訓練施設（デイサービス施設）	在宅の心身障害者（児）に対して、創作活動、機能訓練等を行うことにより、自立の促進を図ります。	継続	14

旧番号とは、「青梅市障害者計画（平成15年3月）」に記載された事業番号を示しています。



( 続き )

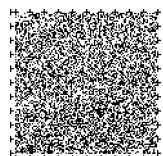
14	介護保険サービス	障害のある人のうち、介護保険の適用者に対し、介護保険により介護サービスを提供します。	継続	76
----	----------	--------------------------------------------	----	----

### 施設における専門的機能の充実

障害者の状態やニーズに応じた適切な支援が効率的に行われるように努めます。

障害者自立支援法において、既存の福祉施設・事業が6つの機能（療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、地域活動支援センター）に再編されます。福祉施設・事業がおおむね5年程度の経過措置期間内で新体系へ移行できるように、また、新規事業を行う事業者に対しても、情報提供や、必要により市が相談に応じ、可能な支援を行っていきます。

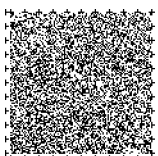
番号	事業名	事業の内容	今後の方向性	旧番号
15	青梅市しろまえ児童学園	就学前の心身に障害のある児童が通園し、保育・生活指導・運動機能訓練を行います。(児童デイサービス事業所)	継続	15
16	青梅市自立センター	18歳以上の雇用されることが困難な身体障害者ならびに知的障害者を自立させることを目的に社会生活に必要な訓練とともに授産作業を行います。(通所授産施設)	継続	16
		18歳以上の障害の程度が重い知的障害者に対して、社会生活能力の開発および日常生活行動の充実を図る目的で生活訓練や社会適応訓練・作業指導を行います。(通所更生施設)	継続	17
		在宅心身障害者の福祉サービスの需要に対し、相談業務、機能回復訓練・作業訓練・創作活動等を実施します。 (身体障害者福祉センター)	継続	18
17	心身障害者地域自立生活支援センター	障害のある人が地域において自立した生活をするために、障害のある人やその家族からの相談、情報の交換、就労支援等を行います。また、地域生活支援の仕組みを構築するための中核的な役割を担います。	拡充	80
18	重症心身障害児施設	重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複している児童が利用し、医療管理のもとで、日常生活の訓練等を行います。	継続	19
19	肢体不自由者更生施設	15歳以上の肢体不自由者が利用し、医療管理のもとで、生活能力を高めるための職業指導を行います。	継続	20
20	重度身体障害者更生援護施設	重度の肢体不自由者または内部障害者が利用し、医療管理のもとで、日常生活の自立に必要な指導・訓練等を行います。	継続	21



( 続き )

21	内部障害者更生援護施設	心臓、腎臓および呼吸器に障害のある方が利用し、医療管理のもとで、自立に必要な生活指導、職業訓練、健康管理等を行います。	継続	22
22	身体障害者療護施設	15歳以上の肢体不自由児者で、日常生活基本動作のうち大半を他人の介護を必要とする方が利用し、医療管理のもとで、介護と日常生活訓練等を行います。	継続	23
23	身体障害者授産施設	就労が困難あるいは生活に困窮する15歳以上の身体障害者が利用し、作業能力に応じた仕事をし、就業に必要な技能訓練や生活指導を行います。	継続	24
24	盲人ホーム	あんま、マッサージ、指圧師、しんきゅう師免許を有する視覚障害者で自営したり雇用されることが困難な方に対して、施術設備を利用しながら技術に関する指導を行います。	継続	25
25	視覚障害者更生施設	15歳以上の視覚障害者が利用し、日常生活の自立や生活能力の向上に必要な知識や技能指導等を行います。	継続	26
26	聴覚障害者更生施設	15歳以上の聴覚障害者が利用し、生活能力の向上のために必要な生活指導や職業指導等を行います。	継続	27
27	知的障害者更生施設	15歳以上の知的障害者で職業訓練を行えば就労することができる方が利用し、社会生活に適應できる能力を養うため、生活指導や作業指導等を行います。	継続	28
28	知的障害者授産施設	15歳以上の知的障害者で就労することが困難な方が利用し、作業能力に応じた仕事をし、自立に必要な訓練や生活指導を行います。	継続	29
29	心身障害者(児)のための通所訓練施設(授産施設)	18歳以上の在宅の心身障害者が、授産指導を受け、自立の促進を図ります。	継続	30
30	精神障害者共同作業所	在宅の精神障害者が、通所により生活指導、作業訓練等の社会適應訓練を行い、自立の促進を図ります。	継続	31
31	希望の家	市内の障害のある人やその家族の活動拠点、行事、機能訓練等で使用します。なお、青梅市障害者団体連合会と貸借契約を結んでいます。また、緊急一時保護事業(事業No.8)に使用します。	継続	32

青梅市しろまえ児童学園、青梅市自立センターおよび心身障害者地域自立生活支援センターは、青梅市が設置主体のため、市の事業として個別に示しています。なお、市内にあるその他の障害者施設については、計画書の82～85頁をご参照ください。

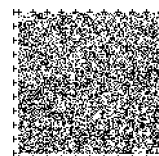


## 保健・医療サービスの充実

施設入所の方や退院可能な精神障害の方が、段階的に地域生活へ移行していくには、地域での保健・医療サービス機関との連携が必要となります。さらに、今後の高齢化の進展により、保健・医療の重要性が増すことから、今後とも、保健・医療との連携を図り、サービスの充実に努めていきます。

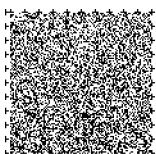
また、障害児に対して、障害の早期発見のための健康・保健対策の充実に努めていきます。

番号	事業名	事業の内容	今後の方向性	旧番号
32	自立支援医療	自立支援医療は、従来の更生医療、育成医療、精神通院医療を統合したもので、障害者(児)が心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な医療を、指定自立支援医療機関から受けた場合に支給されます。	継続	33
33	心身障害者(児)の医療費の助成(都事業)	身体障害者手帳1、2級(内部障害の方は3級)愛の手帳1、2度の方に健康保険の自己負担額を一部助成します。所得等制限があります。	継続	34
34	難病医療費等助成(国・都事業)	指定難病の方で、健康保険に加入し、他の医療給付制度(生活保護等)を受けておらず、また、医療費助成の認定基準を満たしている方に難病医療費等を助成します。都の助成制度です。	継続	
35	小児慢性疾患医療費助成(都事業)	満18歳未満で小児慢性疾患対象疾病にかかっている方に小児慢性疾患医療費を助成します。都の助成制度です。	継続	
36	小児慢性特定疾患児日常生活用具給付	市内に居住し、小児慢性疾患医療費助成(事業No.35)を受けている方を対象に、日常生活の便宜を図るため、日常生活用具を給付します。	継続	
37	大気汚染健康障害者医療費助成(都事業)	大気汚染の影響を受けたと推定される疾病(ぜん息等)にかかったお子さんの治療について、一定の条件を満たす場合に、その医療費の自己負担額を助成します。都の助成制度です。	継続	
38	未熟児の養育医療給付(都事業)	未熟児(出生時体重2,000g以下)または、それ以外の出生児で生活力が特に弱い乳児で、医師が入院養育を必要と認めた方に養育医療費を給付します。都の助成制度です。	継続	
39	未熟児訪問指導	出生時体重2,500g未満の乳児を対象に、保健師が家庭訪問し、相談・指導を行います。	継続	



( 続き )

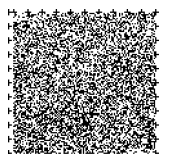
40	ひとり親家庭等医療費の助成	ひとり親家庭の方および障害（内部障害を除く身体障害者手帳2級程度以上）の状態にある父（または母）のいる母（または父）とその扶養している児童に対して、健康保険の自己負担分の一部を助成します。所得等制限があります。	継続	35
41	高額療養費の長期特定疾病制度	血友病、抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群または人工透析を必要とする慢性腎不全の方の医療費の負担を軽減します。受療証の交付を受けると医療費の自己負担が1か月10,000円（所得に応じて20,000円）になります。	継続	36
42	老人保健法による医療の給付	75歳（ただし、平成14年10月1日の施行日の前日に70歳以上である方は、老人保健の対象となります。また、寝たきりなどの重度の障害がある場合は、65歳から対象となります。）以上の方が医療を受ける場合には、老人保健が適用となります。受給者証が交付され、健康保険証と一緒に病院に提示することにより、掛かった医療費の1割（現役並みの所得のある方3割）を自己負担とします。	継続	38
43	訪問指導	40歳以上の在宅療養中の方や家族に対して、保健師、看護師、理学療法士、作業療法士による訪問指導（疾病の予防方法、療養方法、日常生活動作の訓練方法等の指導）を行います。	継続	39
44	機能訓練（生き生き健康教室など）	身体機能・生活能力の維持・向上等の支援に必要な身体障害者に対し、身体機能のリハビリテーション、歩行訓練、コミュニケーションや家事等の訓練、日常生活上の相談支援、就労移行支援事業所等の関係サービス機関との連絡調整等の支援を行います。	継続	59
45	障害者等のための歯科相談	かかりつけの歯科医を見つけることが困難な障害や病気のある方、要介護高齢者のために、西多摩歯科医師会において相談を受けつけ、近隣の歯科医を紹介します。当事業について、周知・広報に努めます。	継続	



## 経済的支援

各種制度の情報提供を図るとともに、社会状況を見ながら、地域で基本的な生活が保障されるよう、経済的支援を推進していきます。

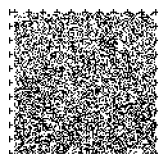
番号	事業名	事業の内容	今後の方向性	旧番号
46	障害児福祉手当（国事業）	精神または身体に重度の障害のあるため日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の方に支給します。所得等制限があります。	継続	65
47	特別児童扶養手当（国事業）	障害のある児童の生活の向上に役立てるためその児童を監護または養育する方に支給します。所得等制限があります。	継続	66
48	児童扶養手当（国事業）	父が重度の障害のある児童で、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（20歳未満で政令で定める程度の障害のある児童を含む。）の児童を養育している方に支給します。対象児童が父の年金で加算されている場合などを除きます。所得等制限があります。	継続	67
49	児童育成手当（障害手当）	身体障害者手帳1、2級、愛の手帳1～3度、脳性マヒまたは進行性筋い縮症の20歳未満の児童を養育している方に支給します。所得等制限があります。	継続	68
50	児童育成手当（育成手当）	父または母が重度の障害のある児童で、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を扶養している方に支給します。所得等制限があります。	継続	69
51	障害基礎年金（国民年金）	国民年金の被保険者期間中に、病気・けがで国民年金法で定める1級もしくは2級の障害になったときまたは被保険者になる前に障害となった人が20歳になったときに支給します。所得等制限があります。	継続	70
52	特別障害者手当（国事業）	精神または身体に著しい重度の障害のあるため、日常生活において常時介護を必要とする20歳以上の方に支給します。所得等制限があります。	継続	72
53	心身障害者福祉手当（障害手当）	身体障害者手帳1～4級、愛の手帳1～4度、脳性マヒまたは進行性筋い縮症の方に支給します。所得等制限があります。	継続	73
54	重度心身障害者手当（都事業）	65歳未満で心身に重度の障害があるため、家庭において常時複雑な介護を必要とする方に支給します。所得等制限があります。	継続	74
55	心身障害者福祉手当（難病手当）	特定の疾病で治療を受けている方に支給します。所得等制限があります。	継続	75
56	特別障害給付金	国民年金の任意加入期間に加入しなかったことにより障害基礎年金等を受給できない方に支給します。	継続	



## 日常生活の援助

障害のある人が、自立した生活を送れるよう、日常生活の支援の充実を図っていきます。

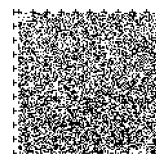
番号	事業名	事業の内容	今後の方向性	旧番号
57	日常生活用具の給付貸与	重度の障害者（児）の在宅での日常生活を容易にするための日常生活用具に要する費用の一部を助成し、給付・貸与します。	継続	40
58	コミュニケーション支援(重度聴覚障害者手話通訳者・要約筆記者派遣)	重度の聴覚障害者が公共的団体の主催行事等に参加するとき、手話通訳者・要約筆記者を派遣します。	継続	5
59	補装具費の給付	障害のある人の障害の程度を軽減し職業的機能を向上させ、日常生活を容易にするための補装具に要する費用の一部を助成し、交付(修理)します。	継続	41
60	寝具乾燥	寝具乾燥が不可能な寝たきりの心身障害者がいる世帯に対して、障害のある人が常時使用している寝具類の乾燥を行います。	継続	42
61	酸素購入費の助成	重度の呼吸障害者で日常生活用具給付事業による酸素吸入装置を受給している方に、酸素の購入費を助成します。	継続	43
62	紙おむつおよびおむつカバーの給付	重度障害のある在宅の人で、寝たきり、失禁状態にある方に対し、紙おむつおよびおむつカバーに要する費用の一部を助成し、給付します。	継続	44
63	訪問理美容サービス	在宅の重度心身障害者（児）で、身体の様子が、常時寝たきり状態等の方が自宅で理美容サービスを受ける際、その出張料金を助成します。	継続	45
64	点字図書の給付	点字図書を必要とする人に費用の一部を助成します。	継続	48
65	身体障害者等施術助成	マッサージ、指圧、針、きゅうを受けるときの費用を施術受療券により助成します。	継続	49
66	自動車改造費の助成	重度心身障害者が就労等に伴い自動車を取得する場合、その自動車の改造に要する経費の一部を助成します。	継続	51
67	自動車運転免許教習費の助成	心身障害者が、就労または生活圏の拡大を図るために、自動車運転免許証を取得する際に要する教習費の一部を助成します。	継続	52
68	福祉電話使用料の助成	在宅の重度の身体障害者が、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として設置した福祉電話の使用料の一部を助成します。	継続	53



## 住まいの確保

地域生活への移行促進に向けて、ケアホームやグループホームなどの共同生活の場や施設入所支援などの居住系サービスの基盤整備を推進していくとともに、居住サポート支援など、地域で安心して暮らせるための支援体制を整備していきます。

番号	事業名	事業の内容	今後の方向性	旧番号
69	共同生活介護（ケアホーム）	生活介護（事業 No.121）や就労継続支援（事業 No.124、125）等の日中活動を利用している知的障害者や精神障害者に対し、家事等の支援、食事や入浴等の介護、相談支援等、日常生活で必要な援助を行います。	新規	
70	共同生活援助（グループホーム）	就労し、または就労継続支援（事業 No.124、125）等の日中活動を利用している知的障害者や精神障害者に対して、家事等の支援や相談等、日常生活で必要な援助を行います。	拡充	55 56
71	施設入所支援	障害者支援施設において、主に夜間において必要な入浴、排せつ、食事の介護等を提供します。	新規	
72	住宅整備改善費用の助成	在宅の重度身体障害者（児）の日常生活を容易にするため、小規模住宅改修、中規模住宅改修、屋内移動設備等の在宅設備の改善に要する費用の一部を助成します。	継続	58
73	居住サポート事業の実施検討	知的障害者または精神障害者に対し、賃貸契約による一般住宅への入居に当たって、入居に必要な調整等にかかる支援を行う事業について検討します。	検討	



## 災害・緊急時の支援体制の整備

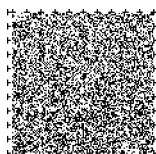
災害時、緊急時における障害のある人への支援体制の整備を図ります。

番号	事業名	事業の内容	今後の方向性	旧番号
74	災害時の支援体制の整備	障害のある人は、災害時において非常に弱い立場にあることから、適切な支援体制を整備する必要があります。 市では、「青梅市地域防災計画」にもとづき、障害のある人を「災害時要援護者」と位置づけ、障害に応じた適切な支援体制等を整備します。	新規	
75	緊急時の円滑な情報伝達方法の確立	緊急対応が必要な障害者（児）を把握できるよう、地域福祉活動の促進、民生児童委員などとの連携強化、緊急通報システム(事業No.76)の普及などに努めます。	拡充	86
76	重度身体障害者緊急通報システム	ひとり暮らしの重度身体障害者が家庭内で病気などの緊急事態におちいったとき、無線通報器により消防庁に通報することにより救援体制を確保します。制度の周知を進め、利用者の拡大に努めます。	継続	12
77	家具転倒防止器具等取り付け費の助成の検討	在宅の重度障害者の震災時における安全確保の支援として、家具転倒防止器具等の取り付け費の助成を検討します。	検討	

## バリアフリー化の推進

障害のある方等の社会参加が促進できるよう、公共施設等のバリアフリー化を推進していきます。

番号	事業名	事業の内容	今後の方向性	旧番号
78	人にやさしいまちづくりの推進	「東京都福祉のまちづくり条例」、「青梅市福祉のまちづくり整備要綱」により、公共施設・公園・道路等のバリアフリー化整備を行い、障害のある人をはじめすべての市民が安心できる生活環境づくりを推進します。	継続	61
79	福祉マップの改訂版の作成	ハンディキャップのある方の外出や交流の促進を図るため、関係団体の協力を得て、改訂版を作成します。	継続	62
80	既存の公共施設についてのバリアフリー化の検討	各市民センターなど既存の公共施設で、バリアフリーが進んでいないものについて、バリアフリー化の検討を行います。	検討	



## 2) 施策2 情報提供・相談活動・支援活動の推進

### 【現状と課題】

福祉施策において、制度やサービス内容が短期間に大きく変動してきており、障害のある方やその家族への周知がより重要になってきています。このような社会情勢の変化に応じ、福祉サービスを円滑に受けられるように、身近に相談でき、また、分かりやすい情報提供が求められています。同時に、適切な福祉サービスが受けられる提供体制を確保していくことが必要です。

本市では、平成16年11月に心身障害者地域自立生活支援センターを開設し、情報提供や相談体制の充実を図ってまいりました。一方、平成18年9月、市内に1カ所あった精神障害者地域生活支援センターが閉所となりました。今後、心身障害者地域自立生活支援センターにおいては、障害の種別にかかわらず相談体制など機能の一層の充実が求められています。

アンケート調査によれば、市に相談したいこととして、障害の種別にかかわらず、福祉サービスの利用に関することが多く、また、知的障害の方では、成年後見制度の利用や就労に関すること、精神障害の方では、就労や一人暮らしに向けての方法に関することがあげられています。(図2参照)

今後とも、利用者本位の情報提供、相談業務の充実が課題です。また、福祉施策の基礎となる障害のある人についての情報管理に関しては、IT(情報技術)等の活用による、障害のある人の適性に配慮した提供方法の導入や利便性の向上が課題です。

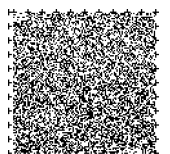
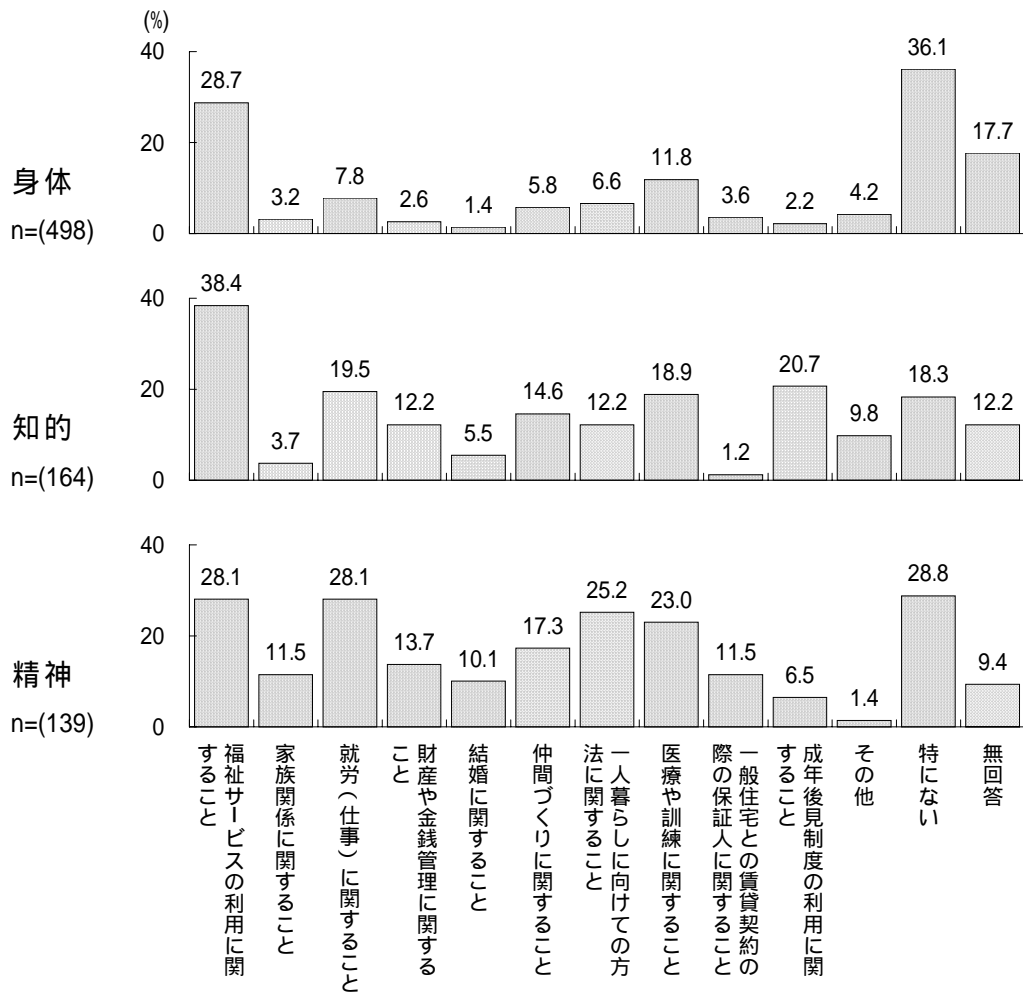
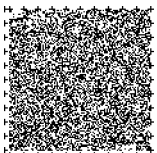


図2 市に相談したいこと



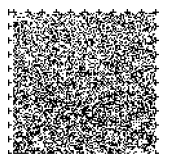
資料：障害者計画策定のための基礎調査から



## 相談支援の充実

相談、指導、関係機関との連携を更に密にするとともに、各種のきめ細かな相談活動を展開していきます。また、社会福祉協議会等と連携し、各種制度の周知や利用促進を進めるとともに、障害者の被害防止に向けての情報提供を図り、障害者の権利擁護を推進していきます。

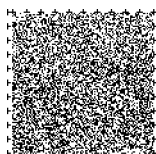
番号	事業名	事業の内容	今後の方向性	旧番号
81	心身障害者地域自立生活支援センターの機能充実	引き続き、相談、情報の交換、就労支援の場として活用します。また、地域生活支援の仕組みを構築するための中核的な役割を担います。	拡充	80
82	利用者本位の情報入手・相談・指導・関係機関との連携・苦情の対応	ピアカウンセリング、ピアサポートといった障害のある人どうしによる支援方法を検討します。	検討	82
83	身体障害者相談員	市内の身体障害者に対して相談員宅で相談および訪問相談を行います。	継続	83
84	知的障害者相談員	市内の知的障害者および保護者に対して相談員宅で相談、訪問相談を行います。	継続	84
85	地域自立支援協議会の設置検討	相談支援事業の円滑な実施に向けて、困難事例への助言や情報提供を行うため、協議の場の設置を検討します。	新規	
86	成年後見制度の利用支援の実施	障害者の権利擁護を図るため、成年後見制度の利用の支援を行います。	継続	
87	職員・相談員に対する研修	都の研修事業への参加促進など、職員の質の向上に努めます。	新規	
88	拠点施設の整備	現在、希望の家（事業 No.31）は、心身障害者地域自立生活支援センター（事業 No.17）が併設され、また、市内の障害のある人やその家族の活動拠点となっています。 建物の老朽化や事業内容の拡大から、設置場所や施設の整備を検討します。	検討	



## 情報提供・情報共有の仕組みづくり

ファクシミリや携帯電話、ホームページ、SPコード、Eメールの活用などを含め、パソコンなど適切な情報機器を活用した情報提供体制を整備し、情報入手の円滑化を支援していきます。

番号	事業名	事業の内容	今後の方向性	旧番号
89	適切な情報機器を活用した情報提供・連携体制の整備の検討	SPコードの普及促進を図ります。また、情報提供や関係機関などとの連携を図るために情報技術の導入を検討します。	拡充	85
90	公共施設における視聴覚案内の利用促進	公共施設における視聴覚障害者にわかりやすい案内設備の利用促進に向けて、PRに努めます。	継続	87
91	福祉情報総合ネットワークの活用	東京都が設置する事業者情報やサービス評価、相談機関などの情報を総合的に提供する福祉情報総合ネットワークを活用することにより、安心してサービスを利用できるような情報提供を進めます。	継続	88



## ( 2 ) 基本目標 2 : 障害のある人が自己実現できる地域社会

在宅で生活している障害者の自立支援・社会参加を実現していくためには、日中活動の場や住まい、生活支援といった生活全般の総合的な支援体制が必要です。そのため、情報のやりとりおよび就労支援等についての相談の場として、既存施設を活用した心身障害者地域自立生活支援センターの充実を図っていきます。同センターを中心に、障害のある人やその家族、市民、サービス従事者および行政が連携を図り、地域における総合的な日常生活の支援を進めます。

### 1 ) 施策 1 障害のある子どもたちの教育と移行期支援の充実

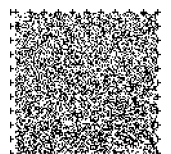
#### 【現状と課題】

国は、平成 15 年 3 月に「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」を公表し、基本的な方向として、障害の種別や程度に応じて特別な場で指導を行う『特殊教育』から、LD(学習障害)、ADHD(注意欠陥多動性障害)、高機能自閉症等を含め、障害のある児童・生徒(以下「LD等を含め障害のある児童・生徒」という。)一人一人の教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行う『特別支援教育』への転換を示しました。

その後、平成 16 年 6 月には「障害者基本法」の一部改正、平成 17 年 4 月には「発達障害者支援法」を施行し、障害の早期発見・早期対応、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒との交流および共同学習等を進め、相互理解の促進を図ることが示されました。また、東京都は、このような国の動向を踏まえて、平成 16 年 11 月に「東京都特別支援教育推進計画」を策定したところです。

青梅市は、平成 18 年 3 月に「青梅市特別支援教育基本計画」、平成 19 年 3 月に「青梅市特別支援教育実施計画」を策定し、平成 19 年 4 月から特別支援教育の展開を図っていきます。

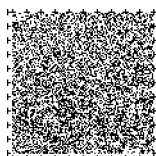
LD等を含め障害のある児童・生徒一人一人の能力を伸長するため、学校・家庭・地域はもとより、保健・医療、福祉、労働等の関係機関と密接な連携を図り、乳幼児期から学校卒業後までのライフステージを見通した特別支援教育の展開を目指し、社会的自立を図ることのできる力や地域の一員として生きていける力を培い、ノーマライゼーションの実現に寄与していきます。



障害のある子どもの保育・教育環境の整備

障害のある子どもの保育や教育について、環境の整備をしていきます。

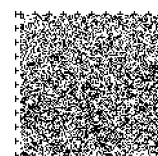
番号	事業名	事業の内容	今後の方向性	旧番号
92	統合保育の充実	障害のある乳幼児と障害のない乳幼児と一緒に保育する統合保育の充実に努めます。	継続	
93	障害児保育講師派遣	市内の希望する保育所に、講師を派遣します。また、講演会・勉強会・交流会等を実施し、事業の充実に努めます。	継続	
94	青梅市しろまえ児童学園（再掲）	就学前の心身に障害のある児童が通園し、保育・生活指導・運動機能訓練を行います。（児童デイサービス事業所）	継続	15
95	私立幼稚園への支援	心身障害児教育事業費補助を行うことで、障害のある幼児を受け入れている私立幼稚園を支援します。	継続	
96	学校施設等のバリアフリー化の推進	学校施設等のバリアフリー化の推進を図ります。	継続	96
97	学童保育	小学校の低学年（1年～3年）で保護者が労働、疾病等で適切な監護が受けられない等の児童を対象に保育指導を行っています。障害のある児童については、その児童の集団保育への適性を見ながら、受け入れます。	継続	97
98	障害児の放課後対策の検討	心身障害者（児）通所訓練施設（事業 No.13）において、障害児の放課後の受け入れを検討します。	検討	98



小・中学校における校内体制の整備

学校における特別支援教育の校内体制を構築していきます。

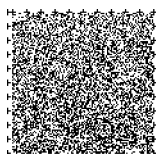
番号	事業名	事業の内容	今後の方向性	旧番号
99	校内委員会の設置	L D等を含め障害のある児童・生徒の実態を把握し、教育的支援や指導の在り方を検討するための組織を全小・中学校に設置します。	新規	
100	特別支援教育コーディネーターの指名	各学校において、児童・生徒の障害の状態等の把握や校内委員会の運営、外部の関係諸機関、特別支援学校との連携などの役割を担う特別支援教育コーディネーターを指名します。	新規	
101	個別の教育支援計画の策定	L D等を含め障害のある児童・生徒に、乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫した支援を行うために、教育、保健・医療、福祉、労働等の各関係機関、保護者が連携協力して作成する個別の教育支援計画の策定を進めていきます。	新規	
102	個別指導計画の作成	一人一人の障害の程度や教育的ニーズに応じた個別指導計画を作成して指導を行います。	新規	
103	通常の学級と特別支援学級との交流および共同学習の推進	通常の学級と特別支援学級との交流および共同学習を積極的に進め、一層の相互理解を図ります。	拡充	
104	特別支援学校との連携	L D等を含め障害のある児童・生徒の指導方法や支援の在り方等に関すること、および児童・生徒の交流などの連携を図っていきます。	継続	



## 特別支援教育の実施における支援体制の整備

特別支援教育の円滑な実施を図るために、相談体制等の整備および教育、保健・医療、福祉、労働等との連携による支援体制の構築を進めていきます。

番号	事業名	事業の内容	今後の方向性	旧番号
105	特別支援学級の充実	LD等を含め障害のある児童・生徒の教育的ニーズに応じた教育内容・方法の充実を図るために、固定学級、通級指導学級の整備を進めます。	拡充	89 91
106	就学相談・教育相談の充実	就学相談室および教育相談所において就学等に関する相談を行っています。	継続	90
107	電話による相談窓口の設置	教育相談所の心理相談員による電話相談を実施しています。	継続	94
108	心理相談員による訪問相談の実施	学校からの要請に応じて、教育相談所の心理相談員による訪問相談を実施します。	拡充	
109	専門家等による訪問相談の実施	学校からの要請に応じて、学識経験者、医師等の専門家による訪問相談・支援を実施します。	新規	
110	教育相談の環境整備	学校における教育相談がよりよく行われるための環境整備を図ります。	拡充	
111	スクールカウンセラーの配置	全中学校に週1日配置しています。	継続	92
112	教育活動支援スタッフの配置	全小学校に週3日の配置をしていますが、今後、中学校への配置も含めて一層の充実を図ります。	拡充	93
113	特別支援プロジェクト事業の推進	LD等を含め障害のある幼児・児童・生徒の乳幼児期から学齢期、学齢期から学校卒業後への円滑な移行を図るために、教育、保健・医療、福祉、労働等の各関係機関との連携にもとづく支援体制を整備します。	新規	
114	移行期支援	特別支援学校等を卒業する子どもの地域への移行期支援に向けて、教育、福祉、保健・医療、労働等の各関係機関による連携に努めます。	新規	



## 2) 施策2 社会的自立・就労支援

### 【現状と課題】

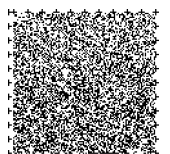
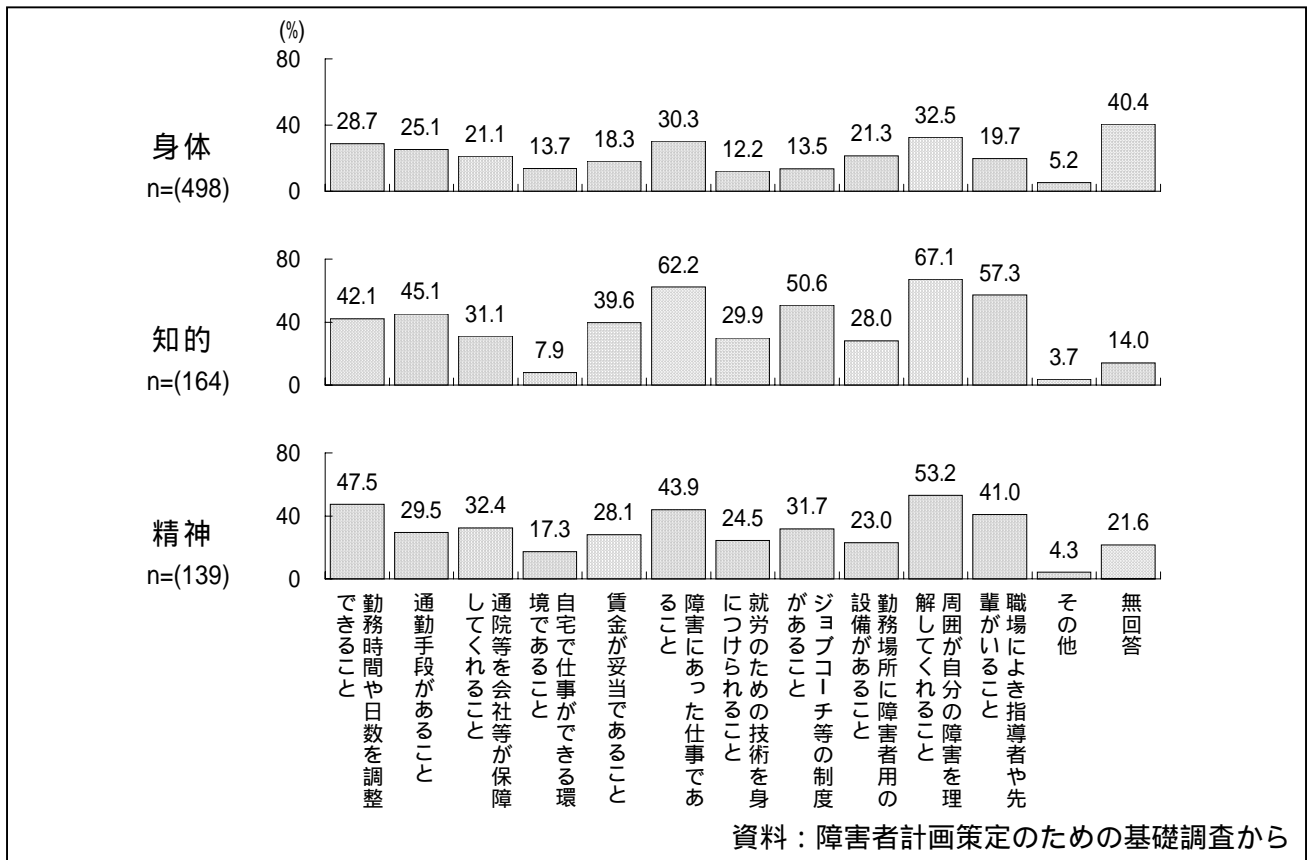
障害のある人がひとりの社会人として地域で生活し、生きがいのある人生を送るためには、社会的自立と社会参加が不可欠です。そのために、障害者の雇用機会の拡大や就労の場の確保、工賃の確保が課題としてあげられます。

本市では、平成16年11月に設立した心身障害者地域自立生活支援センターにおいての相談事業の中で、就労相談を実施してまいりました。

アンケート調査では、障害のある人が働くために必要な環境として、身体・知的・精神障害の方とも、障害にあった仕事や周囲の自分の障害への理解といった回答が多くあげられました。(図3参照)

一方、働いている障害のある人、働くことを希望する障害のある人を支援するため、障害者の就労機会拡大を目的とした各種施策を推進するべく、障害者雇用促進法が改正され、平成18年4月から全面実施されています。障害のある人の就業機会の拡大をめざし、精神障害者に対する雇用対策の強化、在宅就業障害者に対する支援、障害者福祉施策との有機的な連携が盛り込まれています。福祉施策と雇用施策との連携が課題としてあげられます。

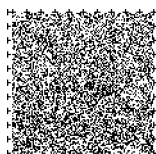
図3 障害のある人が働くために必要な環境



## 日中活動の場の充実

障害者の社会参加促進に向け、創作活動や生産・販売活動の場、身体機能・生活能力の向上のための訓練の場、施設で日中介護が受けられる場など、様々な日中活動の場の提供に向けての支援に努めます。

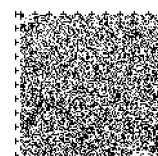
番号	事業名	事業の内容	今後の方向性	旧番号
115	障害のある人の出店等への支援	障害のある人が出店する際に、出店場所の便宜を図るなど相談、支援を行います。	継続	99
116	障害のある人自身が運営する活動への支援	ピアカウンセリング、ピアサポートなど、障害のある人自身が支援者としての役割を担えるような活動への支援を行います。	継続	100
117	地域活動支援センター	<p>創作的な活動や生産活動、社会との交流促進など多様な活動の機会を提供します。</p> <p>それに加えて、以下の事業を行うことで、機能の充実に図ります。</p> <p>型：相談事業や専門職員（精神保健福祉士等）の配置による福祉及び地域の社会基盤との連携強化、地域住民ボランティアの育成や普及啓発等</p> <p>型：機能訓練、社会適応訓練等</p> <p>型：運営年数及び実利用人員が一定数以上の小規模作業所</p>	新規	
118	自立訓練（機能訓練）	身体機能・生活能力の維持・向上等の支援の必要な身体障害者に対し、身体機能のリハビリテーション、歩行訓練、コミュニケーションや家事等の訓練、日常生活上の相談支援、就労移行支援事業所等の関係サービス機関との連絡調整等の支援を行います。	新規	
119	自立訓練（生活訓練）	生活能力の維持・向上等の支援が必要な知的障害者・精神障害者に対し、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援、日常生活上の相談支援、就労移行支援事業所等の関係サービス機関との連絡調整等の支援を行います。	新規	
120	療養介護	医療を要する障害者で常時介護を要する方に、主に昼間、病院その他施設などで行われる機能訓練、療養上の管理、医学的管理の下での介護や日常生活上のサービスを提供します。	新規	
121	生活介護	常時介護を必要とする方に、主に昼間、障害者支援施設などで行われる入浴、排せつ、食事の介護や、創作活動又は生産活動の機会の提供などのサービスを提供します。	新規	



## 一般就労に向けた支援

就労移行支援事業や就労継続支援事業の実施に向けて、事業者への新体系への移行を促進していきます。また、一般就労へ向けての支援体制を検討していきます。

番号	事業名	事業の内容	今後の方向性	旧番号
122	心身障害者地域自立生活支援センターでの就労相談	就労相談をはじめ、各種相談支援や情報提供に努めます。	拡充	
123	就労移行支援	就労を希望する対象者に、定められた期間、生産活動その他活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練等が受けられます。	新規	
124	就労継続支援（A型：雇用）	雇用契約にもとづく就労の機会を提供します。また、一般就労に必要な知識・能力が高まった場合には一般就労への移行に向けた支援を行います。	新規	
125	就労継続支援（B型：非雇用）	就労の機会や生産活動の機会を提供します。また、知識・能力が高まった者については、就労への移行に向けた支援を行います。	新規	
126	障害者就労支援	障害のある人の働くこと全般を支援する拠点として、就労支援センターの設置に努めてまいります。 設置後は、同センターが中心となって関係機関と連携し、障害者雇用に関するネットワーク作りを目指します。 また、障害のある人の就業先として、市が行っている業務について検討します。	新規	
127	青梅市が実施している講座や研修の情報提供	市が実施している講座や研修の情報を提供し、専門的な知識や技術の習得につながるような様々な学習機会を提供していきます。また、パソコンボランティアの周知を図ります。	継続	108
128	ハローワークとの連携	障害のある人の雇用を広めるため、ハローワーク主催の青梅市地域雇用問題連絡会議および障害者雇用連絡会議へ参加し、関係機関との連携を図ります。	継続	104
129	企業への働きかけ	民間企業の障害者雇用の促進に向け、障害や制度の理解促進に努めていきます。	継続	



### 3) 施策3 障害のある人の社会参加の促進

#### 【現状と課題】

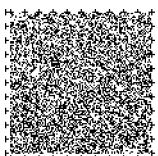
障害のある人を対象とした「文化活動」、「スポーツ活動」が実施され、社会参加の機会がより広がってきています。本市では、障害者団体等が主催する文化事業への後援を行ったり、障害のある人の参加するスポーツ大会の支援を行うなど、障害のある人を対象とした「文化活動」、「スポーツ活動」など参加事業の充実に努めてまいりました。

障害のある人の社会参加を促すには、障害のある人の移動について支援することが必要です。また、障害のある人やその家族、関係団体が様々な計画の作成段階から参加して、意見を述べるなど、当事者参加の機会の確保が求められています。同時に、障害のある人が他の障害のある人のためにボランティア活動を実施する「福祉活動」も、今後、互いに支え合う社会を確立する上で重要となります。

#### 各種活動の充実

民間団体、ボランティアとの連携による障害のある人を対象とした「文化活動」、「スポーツ活動」の充実、能力の向上につながるような講座や研修の開催を図っていきます。また、障害のある人自らが企画運営・参加する「福祉活動」への支援など、活動機会の充実に努めていきます。

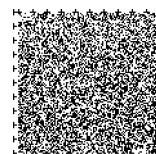
番号	事業名	事業の内容	今後の方向性	旧番号
130	文化事業の後援	障害者団体等が開催する「ふくし祭」、「マイハート美術展」等の後援を行い、多くの人たちに障害者活動への理解を得ます。	継続	105
131	スポーツ大会の援助	障害者団体等が開催する「ふれあい杯ソフトボール大会」、「障害者と家族のスポーツ大会」への後援と援助を行い、障害のある人のスポーツ活動への参加を推進します。	継続	106
132	障害者スポーツ教室の開催	障害者を対象に、ローリングバレー、卓球、バドミントン等の教室を開催します。	継続	107
133	青梅市が実施している講座や研修の情報提供（再掲）	市が実施している講座や研修の情報を提供し、趣味や生涯学習など、様々な学習機会を提供していきます。	継続	108
134	障害のある人が企画運営し、参加する「福祉活動」への支援	「ふくし祭」など、障害者団体がボランティア団体、社会福祉協議会と共催で企画運営する「福祉活動」の支援を行います。	継続	109



## 移動支援

障害者の社会参加がさらに促進されるよう、移動支援の充実を図っていきます。

番号	事業名	事業の内容	今後の方向性	旧番号
135	ガイドヘルパー派遣（移動支援）	視覚障害や知的障害のある方等が外出するときに付添者がいない場合、ガイドヘルパーを派遣します。	継続	2
136	福祉バスの運行	乗り物の利用や自力での歩行が困難な重度心身障害者が外出するときなどに、リフト付きワゴン車により輸送サービスを行います。	拡充	50
137	福祉有償運送事業者への支援の検討	福祉有償運送事業を行っている民間団体への支援を検討します。	新規	



### ( 3 ) 基本目標 3 : 共生する地域社会

すべての人が共に助け合い、共に生きるまちを実現するために、障害のある、ないを問わず、人と人との積極的なコミュニケーションの機会を重視していきます。

「心のバリアフリー化」の実現には、子どもの時期から障害の有無を越えた交流活動を活発に実施し、ふれあいの機会を持つことが重要です。そして、地域で障害のある人とともに生きる意識を高めていくため、地域福祉を推進し、市民のボランティア活動を推進していくとともに、体制を整備していく必要があります。市民への広報・啓発と同時に、専門的知識や技術を持つボランティアの養成を通じて、共生する地域社会の実現を目指します。

#### 1 ) 施策 1 交流活動の促進

##### 【現状と課題】

相互理解を図り「心のバリアフリー化」を実現するためには、障害のある人とない人の交流活動を実施し、ふれあいの機会を持つことが大切です。成人ばかりではなく、子どもの時期から交流活動が活発に行われる必要があります。

本市では、障害者バスハイク事業を実施することで、障害のある人と、それにボランティアで参加した障害のない人との交流を図っております。

アンケート調査では、日ごろ感じていることについて、障害のある人とない人のへだたりをなくし交流の場をより多く作ってほしいとの回答が、知的障害の方で3割強となっており、身体障害の方や精神障害の方に比べて多くなっています。(図4参照)

心のバリアフリー化について、各種の教育機関や関連団体・行政機関などでさまざまな試みを実施されていますが、今後ますますその充実が求められています。

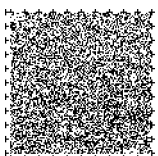
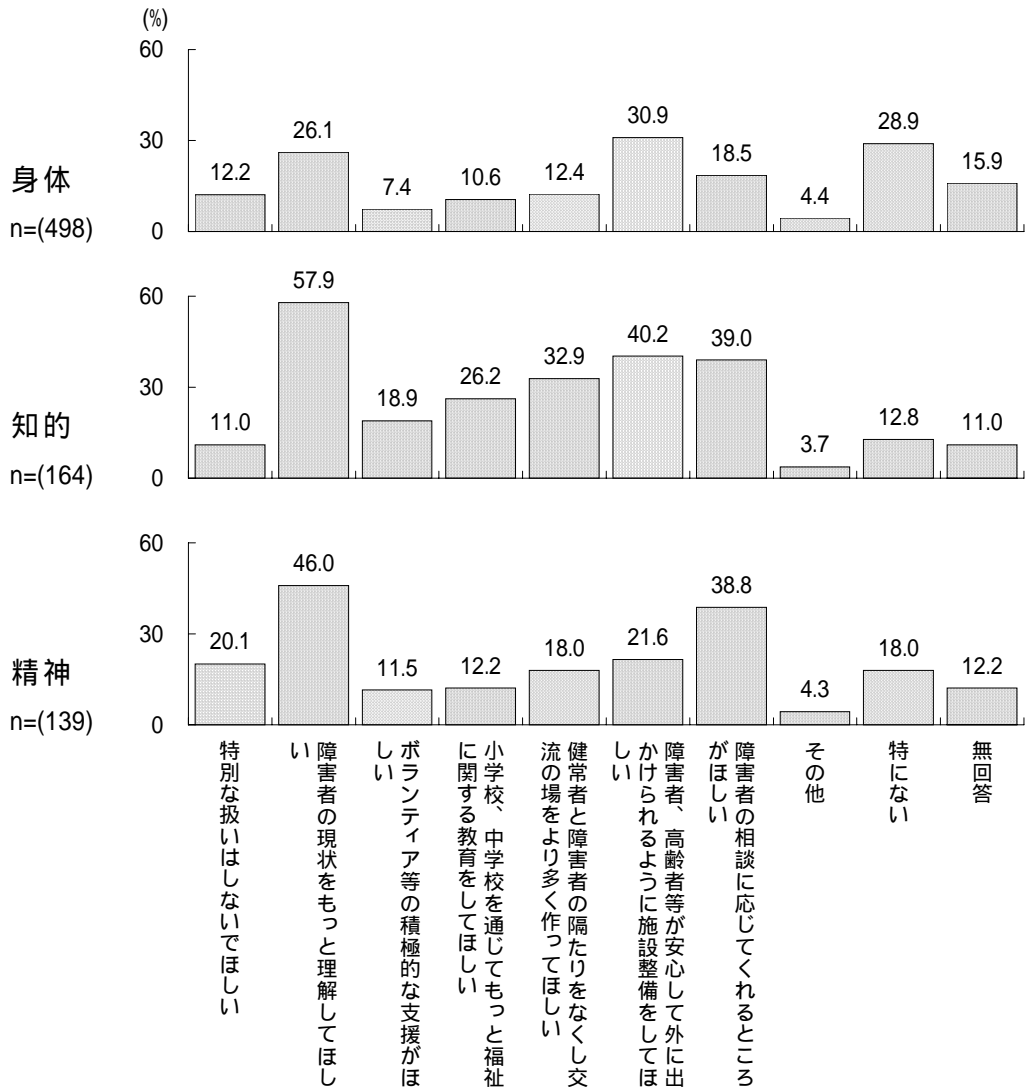
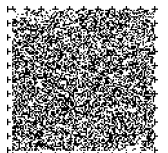


図4 日ごろ感じていること



資料：障害者計画策定のための基礎調査から

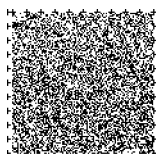


障害のある人となない人の交流や障害のある人どうし・家族どうしの交流を図る機会

の充実

関連団体と連携し、障害のある人となない人の交流や障害のある人どうし・家族どうしの交流の機会を拡大していけるよう、情報提供を図るとともに、関連部署との連携を図っていきます。

番号	事業名	事業の内容	今後の方向性	旧番号
138	交流教育・交流活動	学校行事等を通じ、通常の学級の児童・生徒と特別支援学級の児童・生徒や地域の方々が活動を共にします。 また、学校の実態に応じ、総合的な学習の時間や特別活動の時間などに児童・生徒が地域の福祉施設等を訪問し、障害のある方々と交流を図ります。	継続	110
139	交流事業の促進	障害のある人となない人の交流や障害のある人どうし・家族どうしの交流を図るため、障害者バスハイク事業を実施します。 また、障害のある人とその家族、青梅市障害者団体連合会、ボランティア、地域住民等のネットワークづくりを進めていきます。	継続	78 111



## 2) 施策2 市民への広報・啓発

### 【現状と課題】

障害のある人についての適切な理解を広めるためには、活発な広報・啓発活動が必要です。

市のみで福祉政策を進めることには限界があり、市民のボランティア活動は障害のある人と共に生きる意識を高めていくためにも、重要な意味を持ちます。市民のボランティア活動への参加を促し、その体制を整備する必要があります。

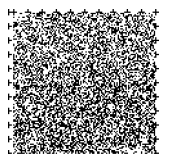
同時に、より高度な福祉施策の実現に欠かせない各種専門家の養成は、今後ますます重要となります。

より多くの市民が、障害に対する正しい知識を身につけ、より気軽にボランティア活動に参加し、理解が深まり、意識が変わっていくよう、体制の整備が求められています。

### 広報・啓発活動の展開

広報・啓発を効果的に行えるよう、手法や内容を検討していきます。

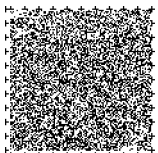
番号	事業名	事業の内容	今後の方向性	旧番号
140	青梅市広報・ホームページ・社協だより	市の広報やホームページ、社会福祉協議会が発行する社協だより等の中で、障害のある人についての適切な理解を広めてまいります。	継続	112 113 114
141	様々なイベントを通じた市民への啓発	ふくし祭など様々なイベントを通じて、参加者の、障害に関する理解が促進されるよう、関連部署との連携・協力を図っていきます。また、障害者団体が主催するフリーマーケットなどの活動を支援し、市民への啓発を図ります。	継続	105 109



## ボランティア活動の推進

ボランティア活動の参加者の拡大や専門家の養成に向けて、社会福祉協議会等との連携を図っていきます。

番号	事業名	事業の内容	今後の方向性	旧番号
142	ボランティアセンター	ボランティア活動の参加者の拡大や専門家の養成に向けて、社会福祉協議会等との連携を図っていきます。	継続	115
143	専門家養成講座の整備の検討	手話通訳者など専門家養成講座の実施を検討します。	検討	116



## (4) 基本目標4：推進体制の整備

計画の具体的な実現を図るためには、市の実情に合った推進体制を整備することが重要であり、実現を目指します。

### 1) 推進体制の整備

#### 【現状と課題】

利用者主体のサービスを展開するためには、計画の立案・実施の過程に、障害のある人自身の参加が不可欠です。また、多様な障害者施策の実施には、障害者団体との連携・協力が必要となります。さらに、より実効ある施策を展開し、効率的な運営を図るために、各障害者団体の連携と協力を図ることが求められます。

これまでも市は障害者団体への支援を行ってきましたが、諸施策の実施には各団体の協力が不可欠であり、今後も各障害者団体の安定的な存続と連携が望まれます。

#### 計画の点検・評価

計画の進ちょく状況の点検を担当部署で行います。また、点検・評価が定期的に行えるよう、市、関係機関等および青梅市障害者団体連合会等で構成する推進協議会等の設置を検討します。

番号	事業名	事業の内容	今後の方向性	旧番号
144	推進協議会等の設置の検討	計画にもとづく施策の推進状況の点検等を行うための推進協議会の設置について検討します。	新規	117

